

「税理士法基本通達の制定について」（法令解釈通達）の  
一部改正（案）に対する意見公募手続の結果について

「税理士法基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正（案）については、令和2年10月21日から同年11月27日までの間、ホームページ等を通じて意見募集を行ったところ、3通の御意見をいただきました。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方は（別紙）のとおりであり、原案からの修正はありません。

御意見の全文は財務省地下1階閲覧窓口において閲覧に供します。

なお、本通達のうち、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行などに伴い、当然必要とされる規定の整理等のために関係通達を改正するものについては、行政手続法第39条第4項第8号に該当するため、意見公募手続を実施していません。

おって、意見公募手続を実施していないものも含め、本通達に係る「新旧対照表」は別添のとおりです。

1 御意見の提出状況

○ インターネットによるもの	3通
○ FAXによるもの	0通
○ 郵送等によるもの	0通

---

合 計	3通
-----	----

2 御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方  
（別紙）参照

## 御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
<p>「サイバーセキュリティー対策」が重要な構造と、私し個人は思います。例えばですが、「センサー技術、ネットワーク技術、デバイス技術」から成る「CPS（サイバーフィジカルシステム）」の導入により、「ゼネコン（土木及び建築）、船舶、鉄道、航空機、自動車、産業機器、家電」等が融合される構造と、私は考えます。具体的には、「電波規格（エレクトロリカルウェーブスペック）」及び「通信規格（トランスミッションスペック）」での「回線（サーキット）」の事例が有ります。</p> <p>要約すると、「ボット（機械における自動的に実行する状態）」による「DoS 攻撃」及び「DDoS 攻撃」でのマルウェアにおける「C&amp;C サーバー（コマンド及びコントロール）」では、「LG-WAN（ローカルグループメントワイドエリアネットワーク）」を導入した「EC（電子商取引）」の場合では、クラウドコンピューティング及びエッジコンピューティングにおける「NTP（ネットワークタイムプロトコル）」の場合では、「検知（ディテクション）⇒分析（アナライズ）⇒対処（リアクションメソッド）」での「サイバーセキュリティー対策」が重要と、私は考えます。</p>	<p>本改正とは直接関係のない御意見として整理しました。</p>
<p>税務署職員の税理士資格試験免除は不公平であり利権であるため廃止して下さい。</p>	<p>本改正とは直接関係のない御意見として整理しました。</p>
<p>特段問題無いのではないかとされた。</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承ります。</p>